

平成22年	6月22日	制定
平成25年	11月29日	改正
平成27年	10月16日	改正
令和3年	1月1日	改正
令和4年	1月1日	改正

石狩、後志地域台風・津波等対策協議会安全対策要領

「石狩、後志地域台風・津波等対策協議会（以下、協議会という。）」会則第3条の規定に基づき、石狩、後志地域の港内及び周辺における台風・低気圧及び地震津波対策を次のとおり定める。

1 災害防止対策

協議会各会員および関係船舶にあっては、次に定める対策に関し、気象庁から発表された各関連情報を入手した場合は、協議会の体制の発表を待たずしてその対応にあたるものとする。

(1) 体制の発表

気象庁から別表「台風・津波等安全対策対応表」の発表条件に規定する気象情報等が発表された場合は、協議会会長は各委員に対し、同表に基づき「注意喚起」、「第一体制」または「第二体制」を発表する。各委員は、発表された体制の措置を取るよう関係船舶に伝達する。

(2) 情報伝達の省略

小樽港長、石狩湾港長または小樽海上保安部長から同対応内容の港則法に基づく勧告が発せられた場合は、当該勧告の伝達をもって、本要領に基づく各体制の情報の伝達を省略する。

2 情報の伝達等

(1) 前項各号に定める対策を講ずるための情報の伝達は、別図「情報伝達系統図」により行う。

(2) 小樽港長、石狩湾港長または小樽海上保安部長から港則法に基づく勧告または命令が発せられた場合は、協議会各会員は前号の伝達方法等によりこれの伝達に協力する。

(3) 協議会各委員は、関係船舶等に対して情報の伝達を行った場合は、可能な限りその措置状況の把握に努める。

(4) 協議会各委員は、入港時の訪船等に併せ、関係船舶に対し、本要領の概要を確実に周知する。

3 関係船舶の留意事項

関係船舶は、VHF（ch16）を常時聴守するほか、AISメッセージ、ナビテックス放送及び海の安全情報（沿岸域情報提供システム）等、あらゆる手段により情報収集に努めること。

添付資料

別表「台風・津波等安全対策対応表」

別図「情報伝達系統図」